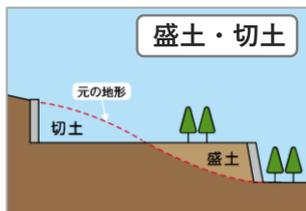


# 規制区域指定日(令和7年5月1日)時点で、工事中の盛土等は 「区域指定時着手済工事の届出」が必要です。

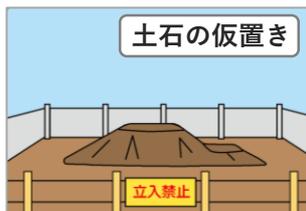
規制区域の指定日（令和7年5月1日）時点で、盛土規制法の許可の対象となる工事（盛土・切土や一時的な土石の仮置き）を行っている場合は、**指定日から21日以内（令和7年5月22日）に「区域指定時着手済工事の届出」が必要**となります。

## ■ 届出対象工事例

以下の行為のうち、盛土規制法の許可対象規模に該当するものが「区域指定時着手済工事届出」の対象です。



土石の採取も届出対象  
〔採石法や砂利採取法で  
認可された工事を除く〕



・ストックヤードの運営  
・土質改良プラント等工場



・残土処分場の設置



・宅地等の造成行為  
・駐車場整備

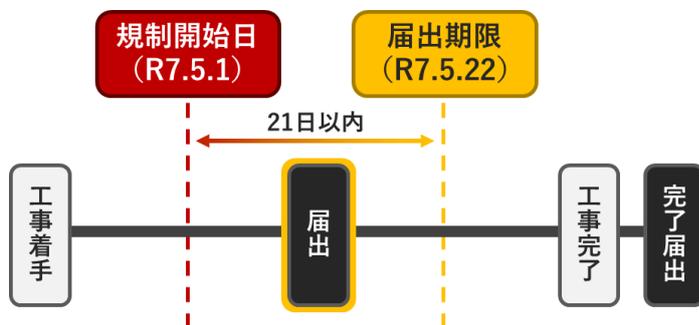
※ 他法令（林地開発許可、開発許可等）で許可を受けた工事でも盛土規制法の届出対象です。

※届出が必要な「許可対象規模」は、県HP「盛土規制法」ページをご覧ください。

## 届出提出期間は 令和7年5月1日(木)から22日(木)まで

具体的な対象工事期間は？

規制区域指定日の前日(令和7年4月30日)までに工事に着手し、規制区域指定日(令和7年5月1日)以降に工事が完了する盛土等が対象となります。



## 鹿兒島県ホームページで届出方法等について解説しています /

### 区域指定時着手済工事届出ページ

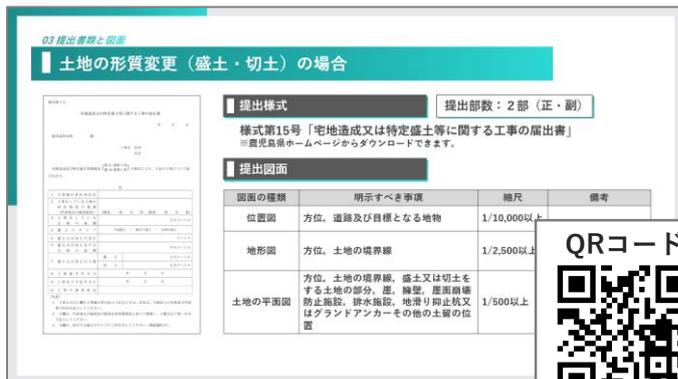


- ・届出の概要
- ・必要な書類及び図面
- ・様式のダウンロード等

QRコード



### 解説動画



※外部サイト(YouTube)に遷移します。

QRコード



届出提出先  
お問合せ先

鹿兒島県 土木部 建築課 盛土等規制対策班 [※R7.4.1～ 監理課 盛土対策室]

所在地 〒890-8577 鹿兒島県鹿兒島市鴨池新町10番1号

TEL 099-286-3695 E-mail morido@pref.kagoshima.lg.jp